

## 政務活動費の概要

### 1 政務活動費とは

地方分権一括法の施行により地方議会やその議員の活動がより重要となったことから、平成12年の地方自治法改正により政務調査費が制度化された。その後、平成24年の地方自治法改正により、それまでの政務調査費から政務活動費に名称が変更され、平成25年度から使途が拡大された。

政務活動費は、地方議会の議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費の一部に充てることができる交付金である。

### 2 内容

- (1) 政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、葛飾区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、葛飾区議会における会派及び議員に対して交付される。

※葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第1条

#### (2) 交付額

##### ① 会派

月額18万円を限度として会派が定める額に各月1日における当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。 ※条例第4条第1項

##### ② 議員

- ア 会派に所属する議員・・・18万円から会派が定める額を減じた額
- イ ア以外の議員・・・18万円

※条例第4条の2第1項第1号及び第2号

#### (3) 経費の範囲

政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、条例第2条で定める会派にあつては別表第1、議員にあつては別表第2に定める使途基準等に従って使用しなければならない。区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させるための活動その他住民福祉の増進を図るために必要な政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。 ※条例第5条

### 3 根拠規程

政務活動費は、次の法律、条例等を根拠として交付される。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項まで
- 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年葛飾区条例第7号）
- 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年葛飾区規則第37号）
- 葛飾区議会政務活動費に関する要綱（平成25年3月27日24葛総総第1291号区長決裁）

### 4 使途基準等の統一的取り扱い

葛飾区議会においては、政務活動費の取り扱いを統一するため、政務活動費の使途基準等（平成27年3月26日議会運営委員会決定）を定めた。

この使途基準等は、社会情勢等の変化等により常に見直しを行うものとし、解釈上の疑義及び新たにその取り扱いを統一し、又は変更すべき部分が生じた場合には、議会運営委員会で協議するものとする。